

# 短答式試験問題集 [刑事系科目]

[刑事系科目]

〔第1問〕（配点：2）

刑罰論に関する次の1から5までの各記述のうち、正しいものはどれか。（解答欄は，[No. 1]）

1. 応報刑論は，産業革命に伴う工業化・都市化によって累犯が増加したことを契機として，支持者が増えた。
2. 応報刑論に対しては，重大な犯罪を犯した者であっても，再犯可能性がなければ刑罰を科すことができなくなるとの批判がある。
3. 応報刑論に対しては，論者が前提としている人間の意思の自由が科学的に証明されていないとの批判がある。
4. 応報刑論に対しては，犯罪を防止するために罪刑の均衡を失した重罰化を招くおそれがあるとの批判がある。
5. 応報刑論に対しては，刑罰と保安処分の区別がなくなるとの批判がある。

〔第2問〕（配点：3）

窃盗罪に関する次の1から5までの各記述を判例の立場に従って検討し，正しいものを2個選びなさい。（解答欄は，[No. 2]，[No. 3] 順不同）

1. 宿泊客が，旅館の貸与した浴衣を自分のものにしようと考え，これを着用したまま，玄関にいた支配人に「ちょっと向かいのポストまで手紙を出してくる。」と告げ，支配人に「いってらっしゃいませ。」と言われて旅館を立ち去った行為には，窃盗罪は成立しない。
2. 送金銀行の手違いで，自己名義の預金口座に誤って入金されたことを知った者が，これを自分のものにしようと考え，同口座のキャッシュカードを用いて現金自動預払機から全額を引き出した行為には，窃盗罪は成立しない。
3. 民家で火災が発生し，消火活動に参加した者が，一人暮らしだった住人の焼死体に付いていた金のネックレスを発見して自分のものにしようと考え，これを取り外して持ち去った行為には，窃盗罪は成立しない。
4. 施錠された友人所有のキャリーバッグを同人から預かり保管していた者が，在中する衣類を自分のものにしようと考え，友人に無断でキャリーバッグの施錠を解き，同衣類を取り出した行為には，窃盗罪は成立しない。
5. パチスロ機を誤作動させてメダルを窃取することを共謀した者が，実行者の犯行を隠ぺいするため，実行者の隣で通常の遊戯方法によりメダルを取得した場合，そのメダルを被害品とする窃盗罪は成立しない。

【第3問】（配点：3）

次のアからオまでの各記述を判例の立場に従って検討し、正しい場合には1を、誤っている場合には2を選びなさい。（解答欄は、アからオの順に【No. 4】から【No. 8】）

- ア. 法律を知らなかったとしても、そのことによって、罪を犯す意思がなかったとすることはできないが、情状により、その刑を減輕し、又は免除することができる。【No. 4】
- イ. 心神喪失又は心神耗弱に該当するかどうかは法律判断であって、専ら裁判所の判断に委ねられており、犯行当時の病状、犯行前の生活状態、犯行の動機・態様等を総合して判断される。【No. 5】
- ウ. 先天的に耳が聞こえない者の行為については、必要的にその刑を減輕し、又は免除する。【No. 6】
- エ. 14歳未満の者であっても、行為の是非善悪を弁識し、その弁識に従って行動する能力が十分に認められる場合があり、そのような者については処罰されることがある。【No. 7】
- オ. 親告罪について、告訴権者に対して自己の犯罪事実を告げ、その措置に委ねたときは、刑を減輕することができる。【No. 8】

【第4問】（配点：2）

賄賂罪についての次の【判旨】に関する後記1から5までの各【記述】のうち、【判旨】の理解として正しいものはどれか。（解答欄は、【No. 9】）

【判 旨】

甲は、A県警察の警部補としてA県警察X警察署地域課に勤務し、犯罪の捜査等の職務に従事していたものであるが、公正証書原本不実記載等の事件につきA県警察Y警察署長に対し告発状を提出していた者から、同事件について、告発状の検討、助言、捜査情報の提供、捜査関係者への働き掛けなどの有利かつ便宜な取り計らいを受けたいとの趣旨の下に供与されるものであることを知りながら、現金の供与を受けたというのである。警察法等の関係法令によれば、A県警察の警察官の犯罪捜査に関する職務権限は、A県警察の管轄区域であるA県の全域に及ぶと解されることなどに照らすと、甲が、X警察署管内の交番に勤務しており、Y警察署刑事課の担当する上記事件の捜査に関与していなかったとしても、甲の上記行為は、その職務に関し賄賂を收受したものであるというべきである。

【記 述】

1. この【判旨】は、X警察署地域課とY警察署刑事課とは一般的職務権限を異にするが、同じA県警察内であり犯罪捜査という点で職務が密接に関連することから、甲が受けた現金の供与も甲の職務に関するものと認めたものである。
2. この【判旨】は、職務関連性の判断において、甲が所属するA県警察の警察官に対して法令が与えた一般的職務権限に属する職務行為であるか否かを重視している。
3. この【判旨】は、警察官が捜査情報を漏えいすることはそもそも禁じられているので、これが職務行為や職務密接関連行為に該当することはないと考えている。
4. この【判旨】は、甲が以前Y警察署刑事課に勤務中に扱った事件に関して、X警察署地域課に異動になった後に現金の供与を受けたとしても、供与を受けた時点で公務員である以上収賄罪が成立することを認めたものである。
5. この【判旨】は、当該事件の捜査を担当しているY警察署刑事課所属の警察官への働き掛けは、あっせん収賄罪にいう「あっせん」であり、これが職務行為や職務密接関連行為に該当することはないと考えている。

【第5問】（配点：2）

次の【事例】及び【判旨】に関する後記1から5までの各【記述】のうち、正しいものはどれか。  
（解答欄は、[No.10]）

【事例】

スキューバダイビングの潜水指導者である被告人は、夜間、指導補助者としての経験が極めて浅く夜間潜水の経験も数回の指導補助者と、潜水経験に乏しく技術が未熟で夜間潜水の経験のない受講生を連れて、夜間潜水の講習指導を開始した。被告人は、指導補助者及び受講生と共に潜水を開始し、途中、魚を捕えて受講生に見せた後、再び移動を開始したが、その際、指導補助者と受講生がそのまま自分に付いてくるものと考え、指導補助者に特別の指示を与えることなく、後方を確認しないまま前進した。この間、指導補助者と受講生は、魚の動きに気をとられて被告人の移動に気付かず、海流によって沖に流された。これにより、被告人は指導補助者と受講生を見失い、他方、指導補助者は被告人を探して沖に向かって数十メートル水中移動を行い、受講生もこれに追従した。指導補助者は、受講生の圧縮空気タンク内の空気量が少なくなっていることを確認して一旦海上に浮上したものの、風波のため水面移動が困難であると判断し、受講生に再び水中移動を指示した。これに従った受講生は、自分の空気量を確認しないまま水中移動を続けたため、途中で空気を使い果たしてしまい、パニック状態に陥り、自ら適切な措置を採ることができないまま、でき死するに至った。

【判旨】

被告人が、夜間潜水の講習指導中、受講生らの動向に注意することなく不用意に移動して受講生らのそばから離れ、同人らを見失うに至った行為は、それ自身が、指導者からの適切な指示、誘導がなければ事態に適応した措置を講ずることができないおそれがあった受講生をして、海中で空気を使い果たし、ひいては適切な措置を講ずることもできないままに、でき死させる結果を引き起こしかねない危険性を持つものであり、被告人を見失った後の指導補助者及び受講生に適切を欠く行動があったことは否定できないが、それは被告人の上記行為から誘発されたものであって、被告人の行為と受講生の死亡との間の因果関係を肯定するに妨げないというべきである。

【記述】

1. 【判旨】は、行為時に一般人が認識・予見が可能であった事情及び行為者が特に認識・予見していた事情を考慮して因果関係の有無を判断する見解に立つことを示している。
2. 【判旨】は、被告人の行為と結果発生との間の因果関係の有無を判断するに際し、その間に介在した被害者である受講生の行動と被告人の行為との関係を考慮していない。
3. 【判旨】は、被告人の行為の危険性が結果へと現実化したか否かによって、被告人の行為と結果発生との間の因果関係の有無を判断したものと理解することができる。
4. 【判旨】は、被告人の行為と結果発生との間に条件関係が認められれば、因果関係を肯定することを示している。
5. 【判旨】は、被告人の行為が結果発生 of 危険性を有するものである場合には、第三者である指導補助者の適切を欠くどのような行為が介在したとしても、その行為は被告人の行為により誘発されたことになるとしている。

【第6問】（配点：2）

各種偽造の罪に関する次の1から5までの各記述を判例の立場に従って検討した場合、正しいものはどれか。（解答欄は，[No.11]）

1. 偽造通貨行使罪及び偽造有価証券行使罪の「行使」とは、各客体を真正なものとして使用することをいい、例えば、自己に資力があることを証明するために偽造紙幣又は偽造株券を相手に示すことも「行使」に該当する。
2. 偽造通貨、偽造有価証券又は偽造公文書行使の目的で情を知る者に占有移転した場合には、各客体の交付罪が成立する。
3. 偽造通貨行使罪、偽造有価証券行使罪及び偽造公文書行使罪の各客体は、いずれも行使の目的で作成されたものでなければならない。
4. 偽造通貨又は偽造有価証券を行使して相手から金品をだまし取った場合、詐欺罪は偽造通貨行使罪には吸収されるが、詐欺罪と偽造有価証券行使罪とは牽連犯となる。
5. 偽造通貨又は偽造有価証券を取得した後に、それが偽造されたものであることを知るに至った者が、これを行行使した場合、各客体の取得後知情行使罪が成立する。

【第7問】（配点：3）

次の1から5までの各記述を判例の立場に従って検討し、正しいものを2個選びなさい。（解答欄は，[No.12]，[No.13] 順不同）

1. Aは、BがVを殺害しようとして拳銃で狙っているのを見て、Bの発射した弾丸がVに命中しなかった場合には自らVを射殺してBの目的を達成させようと考え、Bの知らない間に拳銃を持って付近に待機していたが、Bの発射した弾丸がVに当たってVが死亡した。この場合、Aには殺人既遂罪の幫助犯が成立する。
2. Aは、Bが賭博場を開くことを知って、これを手伝うつもりでBには告げずに客を誘って賭博場に案内して賭博をさせた。この場合、Aには賭博場開張凶利罪の幫助犯が成立する。
3. Aは、BがVを殴打しようとしているときに、Bに気付かれずにVの足を押さえ付けたため、Bは、Vの顔面を殴打して顔面打撲の傷害を負わせることができた。この場合、Aには傷害罪の共同正犯が成立する。
4. Aは、Bにその夫Vを殺害させようと考えて、Bの知らない間に、Vの不倫の現場写真と拳銃をBの居宅のテーブルに置いておいたところ、それを見たBがVに対する殺意を抱き、その拳銃を発砲してVを殺害した。この場合、Aには殺人既遂罪の単独正犯が成立する。
5. Aは、BがVに致死量に満たない毒入りのコーヒーを渡したのを知って、Vを殺害しようと考え、Bの知らない間に、Bの入れた毒と併せて致死量となる量の毒をそのコーヒーに入れ、その後、Vがそのコーヒーを飲んで死亡した。この場合、Aには殺人既遂罪の単独正犯が成立する。

【第8問】（配点：2）

次の1から5までの各事例における甲の罪責を判例の立場に従って検討した場合、甲に電子計算機使用詐欺罪が成立するものはどれか。（解答欄は、[No.14]）

1. 甲は、電磁的記録部分を偽造したキャッシュカードを使って現金を得ようと考え、これを乙銀行に設置された現金自動預払機に挿入して作動させ、これに保管されていた現金を引き出した。
2. 甲は、消費者金融会社の無人契約機を使い、同無人契約機とオンラインで結ばれているオンラインセンターにいたオペレーター乙に対し、Xに成り済まして会員契約を締結した上、同無人契約機を操作して金銭の借入れを申し込み、甲をXと誤信した乙に同社の電子計算機を操作させ、同社名義の預金口座から甲の管理するX名義の預金口座に50万円を振り込ませた。
3. 甲は、Aの所有する不動産を勝手に処分するために、X地方法務局の登記官乙に対し、Aの所有権登記がある不動産につき自己に所有権が移転した旨内容虚偽の申告をし、乙をして同法務局内の電子計算機に接続されたハードディスクに記録されていた同不動産の登記に関する電磁的記録をその旨書き換えさせた。
4. 甲は、盗んだクレジットカードの名義人乙を装い、インターネットを使用した取引の決済に用いることができる電子マネーの購入手続として、乙の氏名やカード番号等の情報をインターネットを介してクレジットカード会社が使用する電子計算機に送信し、同電子計算機に接続されたハードディスクに乙が電子マネーを購入した旨の電磁的記録を作ってその電子マネーの利用権を取得した。
5. 甲は、自己がインターネット上に開設した天気予報サイトのホームページの閲覧数を増やして広告収入を増やそうと考え、競合会社の電子計算機に接続されたハードディスクに記録されていた同社の天気予報サイトのホームページに関する電磁的記録を書き換えて予報が外れるようにさせたところ、自己の開設したサイトのホームページ閲覧数が増えて広告収入も増えた。

【第9問】（配点：2）

次の1から5までの各記述を判例の立場に従って検討した場合、誤っているものはどれか。（解答欄は、[No.15]）

1. 甲は、電話線を盗む目的で、電柱に架設されていた電話会社所有の電話線を切断しているところを警察官に発見された。甲には窃盗罪の実行の着手が認められる。
2. 甲は、深夜、金品窃取の目的で電器店に侵入し、懐中電灯で真っ暗な店内を照らしたところ、陳列棚に電気器具類があることを認識したが、なるべく現金を盗みたいと思い、歩いてレジの前に至ったところで警備員に発見された。甲には窃盗罪の実行の着手が認められる。
3. 甲は、夜間、一人で歩いていたV女を見付け、約5キロメートル先のひとけのない工事現場にV女を連れ込んで強姦することを決意し、V女を殴って失神させた上、近くに停めていたダンプカーの助手席にV女を乗せて発進させた。甲には強姦罪の実行の着手が認められる。
4. 甲は、Xの住んでいる家を焼損する目的で、これと約50センチメートル隔てて隣接している木造物置小屋の中のわらや薪に灯油をまいて放火したが、物置小屋の一部を焼損するにとどまった。甲には現住建造物等放火罪の実行の着手が認められる。
5. 甲は、登校中の子供に毒入りジュースを飲ませてこれを殺害する目的で、前日の夜に、夜間は人通りのない通学路に致死量を超える毒を混入させたペットボトル入りのジュースを置いた。甲には殺人罪の実行の着手が認められる。

【第10問】（配点：3）

刑法第230条の2に関する次の各【見解】についての後記アからオまでの各【記述】を検討し、正しい場合には1を、誤っている場合には2を選びなさい。（解答欄は、アからオの順に【No.16】から【No.20】）

【見 解】

A説：刑法第230条の2の規定は、名誉毀損罪について真実性の証明がなされたことを処罰阻却事由として定めたものである。

B説：刑法第230条の2の規定は、他人の名誉を毀損する表現の内容が証明可能な程度に真実であることを違法性阻却事由として定めたものである。

【記 述】

ア． A説は、刑法第230条の2が真実性の証明に係る立証責任を被告人に負担させていることと整合的であると評価されている。【No.16】

イ． B説に対しては、他人の名誉を毀損する表現をした者がその表現内容について真実であると信じた場合には、常に故意がないことになり相当でないという批判が向けられている。【No.17】

ウ． A説に立つことと、相当な資料・根拠に基づく言論活動について刑法第35条による違法性阻却の余地を認めることは両立しない。【No.18】

エ． B説によれば、他人の名誉を毀損した者が、その表現した事実が証明可能な程度に真実であると誤信し、その誤信したことについて、確実な資料・根拠に照らし相当の理由がある場合には、違法性が阻却されると考えることになる。【No.19】

オ． A説に対しては、真実の言論について違法性を認める点に疑問があるとの批判が向けられている。【No.20】

【第11問】（配点：3）

次の1から5までの各記述を判例の立場に従って検討し、正しいものを2個選びなさい。（解答欄は、【No.21】、【No.22】 順不同）

1. 甲は、乙に対し、丙の日本刀を盗んでくれば高値で買ってやると申し向け、乙が盗んできた日本刀を買い受けた。甲には、窃盗教唆罪及び盗品等有償譲受け罪が成立し、これらは併合罪となる。
2. 甲は、乙が強盗を行うつもりであることを知りながら、乙に模造拳銃1丁を貸し与えたところ、乙は、2店のコンビニエンスストアで、同模造拳銃を使ってそれぞれ強盗を行った。甲には、2個の強盗幫助罪が成立し、これらは併合罪となる。
3. 甲は、乙を殺害する目的で乙が居住する家に侵入し、乙及び偶然その場に居合わせた丙をそれぞれ殺害した。甲には、乙に対する住居侵入罪及び殺人罪が成立し、これらは牽連犯となり、これと丙に対する殺人罪が併合罪となる。
4. 甲は、強盗の目的で、路上を連れ立って歩いていた乙及び丙に対し、包丁の刃先を両名の方に向けながら「お前ら金を出せ。出さないと殺すぞ。」と言って脅迫し、両名からそれぞれ現金を奪った。甲には、2個の強盗罪が成立し、これらは併合罪となる。
5. 甲は、恐喝の手段として乙を監禁し、乙から現金を喝取した。甲には、監禁罪及び恐喝罪が成立し、これらは併合罪となる。

【第12問】（配点：2）

刑法第130条の住居侵入等の罪に関する次の1から5までの各記述を判例の立場に従って検討した場合、正しいものはどれか。（解答欄は、[No.23]）

1. 本罪の客体は、人の住居若しくは邸宅、又は人の看守する建造物若しくは艦船である。
2. 刑法第130条の規定する「看守」とは、現実に人が監視していることを意味し、単に出入口に鍵をかけてその鍵を保管しただけでは足りない。
3. 集合住宅の1階出入口から各居室の玄関までの共用部分は、刑法第130条の規定する「住居」に当たる。
4. 建造物に付属し、その利用に供される囲い地は、刑法第130条の規定する「建造物」に当たる。
5. 1棟の建物の低層階に商業施設、高層階に住居がそれぞれ存在する場合、当該建物全体が刑法第130条の規定する「住居」に当たる。

【第13問】（配点：3）

故意に関する次の各【見解】についての後記1から5までの各【記述】のうち、正しいものを2個選びなさい。（解答欄は、[No.24]、[No.25] 順不同）

【見 解】

A説：故意の有無については、構成要件を基準にして判断すべきであり、殺人罪においては、行為者の認識した事実と発生した事実が、およそ「人を殺す」という点で一致していれば故意が認められる。

B説：故意の有無については、構成要件を基準にして判断すべきであるが、殺人罪においては、行為者の認識した事実と発生した事実が、「その人を殺す」という点で一致していなければ故意は認められない。

【記 述】

1. A説に対しては、客体の錯誤と方法の錯誤の区別が必ずしも明らかではない場合があり、その場合の故意の有無につき、どのように判断するのか明確ではないとの批判がある。
2. B説に対しては、故意以外の構成要件該当性は法益主体ごとに判断するのに、故意の有無についてのみ法益主体の相違を問題にしないのは論理的でないとの批判がある。
3. 侵害が生じた客体に錯誤はないが、侵害に至る因果関係に錯誤がある場合の故意の有無について、A説かB説かによる差はない。
4. 駅のホームにいた人を甲だと思い、甲を殺そうと考え、電車が近づいてきたときにその人をホームから突き落として死させたところ、その人が甲ではなく、別人の乙であった場合、A説・B説のいずれによっても、乙に対する殺人罪の故意が認められることになる。
5. 狩猟中、動く物体を見付け、これを日頃から恨みを抱いていた甲だと思い、甲を殺そうと考え、その動く物体を狙って猟銃を発砲し、これに弾丸を命中させたが、実際に弾丸が命中したのは、甲ではなく、甲の飼い犬であった場合、A説によれば器物損壊罪の故意が認められ、B説によれば同罪の故意が認められないことになる。

【第14問】（配点：3）

強盗の罪に関する次の1から5までの各記述を判例の立場に従って検討し、正しいものを2個選びなさい。（解答欄は、[No.26]、[No.27] 順不同）

1. 甲は、金品窃取の目的で乙方内を物色中、金品を手にする前に乙に見付き、逮捕を免れるため、乙に暴行を加えてその反抗を抑圧し、逃走した。甲には事後強盗未遂罪が成立する。
2. 甲は、金品窃取の目的で乙方の金庫の扉を開けていたところを乙に見付き、自分が犯人であることを警察に告げられることを防ぐため、乙を殺害し、そのまま逃走した。甲には強盗殺



人未遂罪が成立する。

3. 甲は、路上で乙とけんかになり、乙の胸をナイフで刺して殺害したが、そのすぐ後、乙が身に付けていた腕時計に気付き、自分のものにしようと考え、これを持ち去った。甲には強盗殺人既遂罪が成立する。
4. 甲が、金品を奪う目的で、乙に暴行を加えてその反抗を抑圧したところ、乙は、持っていたバッグをその場に放置して逃走したことから、甲は、そのバッグを持ち去った。甲に強盗既遂罪は成立しない。
5. 甲は、深夜、事務所で窃盗をしようと考え、窃盗の際に誰かに発見されたら包丁で脅して逃げるため、これを携帯しながら盗みに入ることができそうな事務所を探して街をはいかいしていたが、悔悟の念を生じたため、盗みに入ることを断念した。甲に強盗予備罪の中止犯は成立しない。

〔第15問〕（配点：2）

次の【事例】及び各【見解】に関する後記1から5までの各【記述】のうち、誤っているものはどれか。（解答欄は、[No.28]）

【事例】

甲は、乙から裁判の証人として請求されてX裁判所から呼出しを受けたところ、証人尋問期日の3日前にその不出頭を懸念した乙から「俺が裁判所まで連れて行くから、証人尋問の日までここにいろ。」と言われ、見張りを付けられてマンションの一室に監禁された。甲は、自己の生命身体に対する危険は感じなかったものの、証人として出廷したくないと思い、同室に放火して騒ぎを起こし、見張りの者が消火に当たっている際に逃亡しようと考え、同室の壁等に灯油をまいて放火し、同室の一部及びその上階の第三者が住む部屋の一部を焼損させた。

【見解】

- A説：当該避難行為が「やむを得ずにした行為」でなければ緊急避難は認められないが、当該行為が危難を避けるための一つの方法と認められれば、法益権衡の要件を欠いても過剰避難が成立する。
- B説：当該避難行為が「やむを得ずにした行為」でなければ緊急避難は認められないが、「やむを得ずにした行為」でなくとも法益権衡の要件を充たしていれば過剰避難が成立し、また、「やむを得ずにした行為」であって、法益権衡の要件を欠く場合にも過剰避難が成立する。
- C説：当該避難行為が「やむを得ずにした行為」でなければ緊急避難、過剰避難とも認められず、過剰避難は、「やむを得ずにした行為」であって、かつ、法益権衡の要件を欠く場合に成立する。

【記述】

1. 【事例】に、更に「事件当時、部屋の窓から逃走するなどして脱出することは可能であった」との事情がある場合、A説からは甲に過剰避難が成立することになる。
2. 【事例】に、更に「事件当時、甲が部屋から脱出する手段はほかになかった」との事情がある場合、B説からは甲に過剰避難が成立することになる。
3. 【事例】に、更に「事件当時、部屋の窓から逃走するなどして脱出することは可能であった」との事情がある場合、C説からは甲に過剰避難が成立することになる。
4. 【事例】に、更に「事件当時、部屋の窓から逃走するなどして脱出することは可能であった」との事情がある場合、B説からは甲には緊急避難の成立も過剰避難の成立も認められない。
5. 【事例】に、更に「事件当時、甲が部屋から脱出する手段はほかになかった」との事情がある場合、C説からは甲に過剰避難が成立することになる。

【第16問】（配点：3）

次の1から5までの各記述のうち、犯人が他人を教唆して自己を隠避させた場合に犯人隠避教唆罪の成立を認める見解の根拠となり得るものを2個選びなさい。（解答欄は、[No.29]、[No.30] 順不同）

1. 教唆犯の処罰根拠は、正犯者を犯罪に引き込み、有責で処罰される状態に陥れたことにある。
2. 犯人隠避は、隠避させる者に犯人が働き掛けることによって行われるのが通常予定される事象であるから、本来は必要的共犯と理解すべき犯罪類型である。
3. 正犯行為に期待可能性がないのであれば、教唆行為にも期待可能性はない。
4. 犯人自ら逃げ隠れる行為のみが、法律の放任行為として国家による干渉を受けない防御の自由の範囲内にある。
5. 教唆にとどまると可罰的であるのに、より犯情の重い正犯に及ぶと不可罰になるのは相当でない。

【第17問】（配点：2）

教授Xと学生Yは、次の【事例】における甲の罪責について後記【会話】のとおり検討している。【会話】中の①から⑤までの（ ）内から適切な語句を選んだ場合、正しいものの組合せは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、[No.31]）

【事例】

甲は、Vが宅地造成地に駐車して所有・占有していたパワーショベルを盗もうと思い、重機販売業者の乙に前記パワーショベルを同所から搬出させた。

【会話】

教授X. 【事例】において、甲が、事情を全く知らない乙に対し、前記パワーショベルは甲の所有・占有である旨説明して売却し、乙に前記パワーショベルを搬出させたという事実関係があるとしましょう。甲の罪責はどうなりますか。

学生Y. パワーショベルを搬出したのは乙ですが、乙は、事情を全く知らず、規範的障害のないままパワーショベルを搬出したので、乙には窃盗罪の①（ア. 故意・イ. 法益侵害）がないと思います。甲は、乙を道具のように利用してVのパワーショベルを盗んだので、窃盗罪の間接正犯が成立すると思います。

教授X. 甲には、いつの時点で窃盗罪の実行の着手が認められるのですか。

学生Y. 私は、実行の着手は法益侵害の具体的危険が発生した時に認められると考えた上で、間接正犯の場合には、被利用者の行為開始時に実行の着手が認められると考えます。したがって、②（ウ. 乙が甲との間でパワーショベルを購入する契約を締結した時に・エ. 乙がパワーショベルを搬出する作業を開始した時に）、甲には実行の着手が認められると思います。

教授X. では、【事例】において、甲が、パワーショベルを盗むため、事情を知らない乙に先ほどと同様の説明をして売却したが、その後、乙が、宅地造成地に向かう途中で甲の計画にたまたま気づき、自分のものにするつもりでパワーショベルを盗むことを自ら決意して搬出したという事実関係があるとしましょう。先ほどの場合と何か違ってきますか。

学生Y. 乙は、盗むことを自ら決意してパワーショベルを搬出したのですから、乙には窃盗罪の③（オ. 正犯・カ. 幫助犯）が成立します。そして、乙には、パワーショベルを搬出する前に甲の計画を知って規範的障害が認められるので、もはや甲の道具とはいえません。したがって、乙が搬出した行為を甲の実行行為と評価することはできません。

教授X. その場合の甲の罪責はどうなりますか。

学生Y. 甲は、間接正犯を犯す意思で、客観的には乙に窃盗を決意させたので、甲には、窃盗既遂罪の④（キ. 幫助犯・ク. 教唆犯）が成立すると思います。

教授 X. これは Y 君の考え方とは異なるのですが、間接正犯の実行の着手時期につき、利用者が被利用者を道具として利用した時点とする考え方に立った場合、結論はどのように変わりますか。

学生 Y. 甲には、窃盗既遂罪の④（キ・幫助犯・ク・教唆犯）のほかに、⑤（ケ・窃盗未遂罪・コ・窃盗既遂罪）の間接正犯が成立すると思います。

1. ①ア ②エ ③オ ④ク ⑤ケ
2. ①イ ②ウ ③オ ④キ ⑤コ
3. ①ア ②エ ③オ ④ク ⑤コ
4. ①イ ②ウ ③カ ④キ ⑤コ
5. ①ア ②エ ③カ ④キ ⑤ケ

〔第18問〕（配点：2）

放火等の罪に関する次の1から5までの各記述を判例の立場に従って検討した場合、正しいものはどれか。（解答欄は、[No.32]）

1. Aは、Bが居住する家屋に隣接する無人の倉庫に灯油をまいて放火したところ、B居住の家屋にまで延焼したが、Aは、B居住の家屋に延焼することまで予想していなかった。その倉庫がB所有のものであった場合、Aには延焼罪（刑法第111条第1項）が成立する。
2. Aは、無人の倉庫に放火しようとして、その倉庫に灯油をまいてライターで火をつけたが炎は燃え上がらず、燃焼には至らなかった。その倉庫がA所有のものであった場合、Aには非現住建造物等放火罪（刑法第109条第2項）の未遂罪が成立する。
3. Aは、無人の倉庫に放火するためにこれに使用するガソリンとライターを持ってその倉庫に向かっていたところ、Aに不審を抱いた警察官から職務質問を受け、倉庫に放火するには至らなかった。その倉庫がA所有のものであった場合、Aに放火予備罪（刑法第113条）は成立しない。
4. Aは、A所有の倉庫に放火しようと考え、その倉庫の近くの消火栓から放水できないように同消火栓に工作をしたが、放火するには至らなかった。Aには消火妨害罪（刑法第114条）が成立する。
5. Aは、無人の倉庫に灯油をまいて放火し、これを焼損したが、公共の危険は生じなかった。その倉庫が火災保険の付されたA所有のものであった場合、Aに非現住建造物等放火罪（刑法第109条第1項）は成立しない。

【第19問】（配点：3）

次の【事例】及び【判旨】に関する後記1から5までの各【記述】のうち、正しいものを2個選びなさい。（解答欄は、[No.33]，[No.34] 順不同）

【事例】

暴力団組長である被告人は、被告人を警護するスワットと呼ばれる複数のボディガードを配下に持ち、被告人が車両で移動する際には、拳銃及びそれに適合する実包（以下「拳銃等」という。）を携帯したスワットが被告人車両の前後の車両に乗車するなどして、被告人を警護することを常としていた。被告人は、本件犯行時、車両で移動したが、その際、拳銃等を携帯したスワットらが被告人車両の前後の車両に乗車し、被告人車両と隊列を組んで移動するなどして、被告人の警護に当たった。

【判旨】

被告人は、スワットらに対して拳銃等を携行して警護するように直接指示を下さなくても、スワットらが自発的に被告人を警護するために本件拳銃等を所持していることを確定的に認識しながら、それを当然のこととして受け入れて認容し、そのことをスワットらも承知しており、被告人とスワットらとの間に拳銃等の所持につき黙示的に意思の連絡があった。そして、スワットらは被告人の警護のために本件拳銃等を所持しながら終始被告人の近辺にいて被告人と行動を共にしていたものであり、彼らを指揮命令する権限を有する被告人の地位と彼らによって警護を受けるといふ被告人の立場を併せ考えれば、実質的には、正に被告人がスワットらに本件拳銃等を所持させていたと評し得る。よって、被告人には、本件拳銃等の所持について、スワットらとの間で、銃砲刀剣類所持等取締法違反の罪の共謀共同正犯が成立する。

【記述】

1. 【判旨】の考え方によれば、共謀共同正犯が成立するためには、実行行為者とその背後者の間に明示の意思連絡が常に必要なわけではない。
2. 【判旨】の考え方によれば、およそ実行行為者とその背後者の間に意思連絡がある場合には、背後者について狭義の共犯が成立することはなく、共謀共同正犯が成立することとなる。
3. 【判旨】の考え方によれば、共謀共同正犯が成立するためには、一般に、実行行為を行わない者に実行行為者に対する指揮命令権限が必要である。
4. 【判旨】の考え方によれば、仮に【事例】において、現実には被告人がスワットらの拳銃等の所持を認識・認容していたのに、スワットらは、これらの所持に被告人が気付いていないと思っていた場合でも、被告人には共謀共同正犯が成立することとなる。
5. 【判旨】では、被告人が犯行現場付近にいて犯行と密接な関係を保っていたことや被告人の組織内での地位が、被告人を共同正犯と評価する上での重要な事情として考慮されている。

【第20問】（配点：3）

次の【事例】に関する後記アからオまでの各【記述】を判例の立場に従って検討し、正しい場合には1を、誤っている場合には2を選びなさい。（解答欄は、アからオの順に【No.35】から【No.39】）

【事例】

甲は、知人のAをだまして、A所有の土地・建物（以下「本件不動産」という。）を時価よりも割安な価格で入手した上、他人に転売してもうけを得ようと考えた。そこで、甲は、Aに対し、実際にはそのような事実はないのに、「本件不動産は、現在は公表されていないが、大規模な地盤沈下のおそれのある地域にある。」と伝えた上、「公表される前に、俺が買ってやる。」と言った。Aは、元々、本件不動産を子供に相続させるつもりであり、他人に売り渡すつもりはなかったが、甲の言葉を信じ、低額でも処分しようと思い、某月1日、甲との間で、通常取引価額の半額程度である2000万円で本件不動産を売却する旨の売買契約を締結した。そして、甲は、同月3日、本件不動産の自己への所有権移転登記を行うとともに、本件不動産の売買代金として、現金2000万円をAに支払い、同月5日、本件不動産の引渡しを受けた。

その後、甲は、乙との間で本件不動産に関する売買の交渉を行ったが、その過程で、乙は、甲がAをだまして相当安い価格で本件不動産を入手したことを知った。しかし、乙は、甲から、売買代金として通常取引価額よりも低額である3000万円を提示されたことから、同月20日、甲との間で本件不動産の売買契約を締結し、同日、乙への所有権移転登記を行った。

一方、甲は、知人の丙に前記売買代金として現金3000万円を受け取らせ、B銀行の甲名義の預金口座に直ちに同代金を入金させることとし、同月18日、その旨を丙に指示した。丙は、それまでの経緯を知らないまま、甲の指示に従い、同月20日、乙から現金3000万円を受領した。ところが、丙は、多額の借金を抱えており、B銀行に向かう途中、「この現金を元に一もうけして借金返済に充てよう。」と考え、競馬場に行き、乙から受領した現金の全額を馬券購入に充てた。すると、総額で1000万円のもうけが出たので、丙は、同月21日、現金3000万円をB銀行の甲名義の預金口座に入金し、もうけに相当する現金1000万円を自己の借金返済に充てて費消した。

【記述】

ア. 甲には、本件不動産の自己への所有権移転登記が完了した時点で、詐欺既遂罪が成立する。【No.35】

イ. 甲が本件不動産の乙への所有権移転登記を行った行為には、横領罪が成立する。【No.36】

ウ. 乙には、本件不動産の自己への所有権移転登記が完了した時点で、詐欺既遂罪の幫助犯が成立する。【No.37】

エ. 乙が本件不動産を譲り受けた行為には、盗品等有償譲受け罪が成立する。【No.38】

オ. 丙は甲に財産上の損害を与えていないので、丙に横領罪は成立しない。【No.39】

〔第21問〕（配点：3）

次の【事例】において、司法警察員が後記アからオまでの【捜査】を行った場合、あらかじめ令状の発付を受けていなければ適法と評価される余地のないものは幾つあるか。後記1から6までのうちから選びなさい。ただし、判例がある場合には、それに照らして考えるものとする。（解答欄は、[No. 40]）

【事例】

司法警察員は、被害者Vの殺害死体が発見されたことから、その捜査を開始したところ、Vの預金が、同死体の発見された前日にVのキャッシュカードを用いて銀行の現金自動預払機から払い戻されていたことを把握し、同銀行に設置された防犯カメラを解析した。その結果、Vの預金を払い戻した人物の容貌がVの知人Aの容貌と類似していることが判明し、司法警察員は、Aを被疑者として次のアからオまでの【捜査】を実施した。

【捜査】

ア. Aに知られずに、公道上を歩行中のAの容貌を写真撮影した。

イ. Aに知られずに、Aの自宅から公道上のごみ集積所に排出されたごみ袋を持ち帰った。

ウ. Aに知られずに、Aと取引のある金融機関にAの負債内容の報告を求め、それを記録した書面の交付を受けた。

エ. Aの同意に基づいて採取した口腔内細胞を試料として、AのDNA型を検査した。

オ. Aに対し、Aの同意に基づいてポリグラフ検査を実施した。

1. 0個      2. 1個      3. 2個      4. 3個      5. 4個      6. 5個

〔第22問〕（配点：2）

次の【記述】は、自動車検問に関する最高裁判所の判例からの引用である。【記述】中の①から③までの（ ）内から適切な語句を選んだ場合、その組合せとして正しいものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、[No. 41]）

【記述】

「警察法2条1項が『交通の取締』を警察の責務として定めていることに照らすと、交通安全及び交通秩序の維持などに必要な警察の諸活動は、強制力を伴わない任意手段による限り、一般的に許容されるべきものであるが、それが国民の権利、自由の干渉にわたるおそれのある事項にかかわる場合には、任意手段によるからといって無制限に許されるべきものでないことも同条2項及び①（a. 刑事訴訟法189条 b. 警察官職務執行法1条）などの趣旨にかんがみ明らかである。しかしながら、自動車の運転者は、②（a. 公道において自動車を利用することを許されていること b. 警察が犯罪があると思料するときに、捜査するものとされていること）に伴う当然の負担として、合理的に必要な限度で行われる交通の取締に協力すべきものであること、その他現時における交通違反、交通事故の状況などをも考慮すると、警察官が、交通取締の一環として交通違反の多発する地域等の適当な場所において、交通違反の予防、検挙のための自動車検問を実施し、同所を通過する自動車に対して③（a. 走行の外観上の不審な点の有無及び程度等の諸般の事情を勘案した上 b. 走行の外観上の不審な点の有無にかかわらず）短時分の停止を求めて、運転者などに対し必要な事項についての質問などを行うことは、それが相手方の任意の協力を求める形で行われ、自動車の利用者の自由を不当に制約することにならない方法、態様で行われる限り、適法なものと解すべきである。」

1. ① a ② a ③ a
2. ① a ② b ③ a
3. ① a ② b ③ b
4. ① b ② a ③ a
5. ① b ② a ③ b

【第23問】（配点：2）

次の【事例】について述べた後記アからオまでの【記述】のうち、正しいものの組合せは、後記1から5までのうちどれか。ただし、判例がある場合には、それに照らして考えるものとする。（解答欄は、[No. 42]）

【事例】

司法巡査は、「路上で人がバットで殴られている。」旨の110番通報に基づき、事件現場に急行したところ、現場到着時に犯人が逃走していたことから、傷害を負った被害者から被害状況や犯人の服装・体格等を聴取し、犯人の探索を開始した。司法巡査は、事件発生の約30分後に事件現場から約500メートル離れた路上において、被害者が供述した犯人の服装・体格と一致する人物甲がバットを持って歩いているのを認め、甲に「ちょっと待って。」と声を掛けて停止を求めた。すると、甲が直ちに逃走を開始したため、司法巡査は甲を追跡し、甲を傷害罪の準現行犯人として逮捕した。甲は、逮捕翌日に、傷害罪により検察官に送致された。

【記述】

- ア. 司法巡査は、甲を準現行犯人として逮捕するに当たり、甲に逮捕の理由を告げなければならない。
- イ. 甲が司法巡査から「ちょっと待って。」と声を掛けられて直ちに逃走を開始したことは、「誰何されて逃走しようとするとき。」（刑事訴訟法第212条第2項第4号）に該当する。
- ウ. 甲の逮捕後、勾留請求前の時点で本件が強盗目的で敢行されたと疑うに足りる相当な理由が生じた場合には、検察官は、強盗致傷罪で勾留を請求することが可能である。
- エ. 甲を傷害罪で勾留した後、本件が強盗目的で敢行された疑いが生じた場合であっても、強盗目的であったことの捜査のために勾留期間を延長することは許されない。
- オ. 甲を傷害罪で勾留した後、甲が「強盗目的で事件を起こした。」旨供述した場合には、傷害罪による勾留中に強盗致傷罪で逮捕しても適法である。
1. ア ウ
  2. ア オ
  3. イ ウ
  4. イ エ
  5. エ オ

【第24問】（配点：3）

逮捕状による逮捕と起訴前の勾留に関する次のアからオまでの各記述のうち、正しい場合には1を、誤っている場合には2を選びなさい。ただし、判例がある場合には、それに照らして考えるものとする。（解答欄は、アからオの順に [No. 43] から [No. 47]）

ア. どちらも、死刑又は無期若しくは長期3年を超える懲役若しくは禁錮に当たる事件であれば、裁判官は、被疑者が身体を拘束されている期間中、いつでも国選弁護人を付すことができる。

[No. 43]

- イ. どちらも、刑事訴訟法上、不服申立ての手段がない。[No. 44]
- ウ. どちらも、保釈は認められない。[No. 45]
- エ. どちらも、令状を執行した後、被疑者に対し、直ちに犯罪事実の要旨及び弁護人を選任することができる旨を告げた上、弁解の機会を与えなければならない。[No. 46]
- オ. どちらも、司法警察員の請求により裁判官が令状を発付する。[No. 47]

【第25問】（配点：2）

次のアからオまでの各記述のうち、誤っているものの組合せは、後記1から5までのうちどれか。  
（解答欄は、[No. 48]）

- ア. 電磁的記録を保管する者その他の電磁的記録を利用する権限を有する者に命じて必要とする電磁的記録を記録媒体に記録させ、又は印刷させた上、当該記録媒体を差し押さえる場合、裁判官の発する令状に、記録させ若しくは印刷させるべき電磁的記録及びこれを記録させ若しくは印刷させるべき者の記載がなされる必要がある。
- イ. 差し押さえるべき物が電子計算機である場合、当該電子計算機に電気通信回線で接続している記録媒体であって、当該電子計算機で作成若しくは変更した電磁的記録又は当該電子計算機で変更若しくは消去することができることとされている電磁的記録を保管するために使用されていると認めるに足りる状況にあるものから、その電磁的記録を当該電子計算機又は他の記録媒体に複写した上、当該電子計算機又は当該他の記録媒体を差し押さえるときには、裁判官の発する令状に、差し押さえるべき物の記載とは別に、その複写すべきものの範囲の記載がなされる必要はない。
- ウ. 差し押さえるべき物が電磁的記録に係る記録媒体であるときは、裁判官の発する令状により差し押えを実施する者は、その差し押えに代えて、差し押えを受ける者に差し押さえるべき記録媒体に記録された電磁的記録を他の記録媒体に複写させ、印刷させ、又は移転させた上、当該他の記録媒体を差し押さえる権限を有する。
- エ. 差し押さえるべき物が電磁的記録に係る記録媒体であるときは、裁判官の発する令状により検索又は差し押えを実施する者は、処分を受ける者に対し、電子計算機の操作その他の必要な協力を求めることができる。
- オ. 裁判官の発する令状により、電磁的記録を保管する者その他の電磁的記録を利用する権限を有する者に命じて必要とする電磁的記録を記録媒体に記録させ、又は印刷させた上、当該記録媒体を差し押さえる場合、被疑者又は弁護人は、その実施に立ち会う権利を有する。

1. ア ウ      2. ア オ      3. イ エ      4. イ オ      5. ウ エ



〔第26問〕（配点：2）

次のⅠないしⅣの【見解】は、医師が捜査機関の依頼に基づき、人の身体から注射器を用いて血液を採取するに当たり、相手方の意思に反して直接強制して採取するために必要と考えられる令状に関するものである。【見解】に関する後記アからオまでの【記述】のうち、誤っているものの組合せは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、〔No. 49〕）

【見 解】

- Ⅰ. 身体検査令状によるべきである。
- Ⅱ. 鑑定処分許可状によるべきである。
- Ⅲ. 身体検査令状と鑑定処分許可状を併用すべきである。
- Ⅳ. 捜索差押許可状によるべきである。

【記 述】

- ア. Ⅰの見解に対しては、捜査機関が血液を採取するわけではないとの批判がある。
- イ. Ⅱの見解に対しては、鑑定処分としての身体検査の域を超えるから許されないとの批判がある。
- ウ. Ⅱの見解に対しては、直接強制するための明文の規定が存しないとの批判がある。
- エ. Ⅲの見解に対しては、採血が検証としての身体検査の域を超える以上、併用することに意味がないとの批判がある。
- オ. Ⅳの見解に対しては、人の老廃物である尿と血液とを区別して考える必要はないとの批判がある。

1. ア ウ      2. ア エ      3. イ ウ      4. イ オ      5. エ オ

〔第27問〕（配点：3）

次のアからオまでの各記述は、犯罪の捜査に欠くことのできない知識を有すると明らかに認められる者が取調べに対して供述を拒んだため、検察官が刑事訴訟法第226条に基づき証人尋問を請求する場合に関する記述である。各記述のうち、正しいものの組合せは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、〔No. 50〕）

- ア. 検察官は、第1回公判期日後には証人尋問を請求することができない。
- イ. 検察官が起訴後に証人尋問を請求する場合でも、請求先は裁判所ではなく裁判官である。
- ウ. 被告人、被疑者及び弁護人は、必ず証人尋問に立ち会う権利を有する。
- エ. 証人尋問が実施された後、裁判所は、公判期日において、その尋問の結果を記載した書面を取り調べなければならない。
- オ. 証人は、召喚に応じなくとも、勾引されることがない。

1. ア イ      2. ア オ      3. イ ウ      4. ウ エ      5. エ オ

〔第28問〕（配点：3）

公訴に関する次のアからオまでの各記述のうち、正しい場合には1を、誤っている場合には2を選びなさい。（解答欄は、アからオの順に〔No. 51〕から〔No. 55〕）

- ア. 検察官は、公訴を提起するに足りる犯罪の嫌疑が十分にあると思料するときは、必ず公訴を提起しなければならない。〔No. 51〕
- イ. 検察官は、第一審の判決があるまで、公訴を取り消すことができる。〔No. 52〕
- ウ. 検察官は、告訴のあった事件について、公訴を提起したときは、その旨を告訴人に通知する必要はない。〔No. 53〕
- エ. 共犯の1人に対してした公訴の提起による時効の停止は、他の共犯に対してその効力を有する。〔No. 54〕
- オ. 公訴事実は、数個の訴因を択一的に記載することは許されない。〔No. 55〕

【第29問】（配点：3）

次の【見解】は、公訴を提起された被告人は誰かを特定する基準に関するものである。後記アからエまでの【事例】のうち、この【見解】によれば甲を被告人として扱うことが可能なものは幾つあるか。後記1から5までのうちから選びなさい。（解答欄は、【No. 56】）

【見 解】

公訴を提起された被告人は誰かを特定する基準については、起訴状あるいは判決書の表示のみによってではなく、公訴を提起した検察官の意思や、現実には審理の過程において被告人として行動し、取り扱われた者が誰であるかも併せて考えて判定するのが相当である。

【事 例】

- ア. 窃盗事件の真犯人甲が、現行犯人として逮捕された際に、乙と名のつた結果、被疑者欄に「乙」と記載された勾留状により勾留され、勾留中のまま、被告人欄に「乙」と記載された起訴状により地方裁判所に公訴を提起されたが、第1回公判期日の前に、甲が乙と名のつたことが発覚した。
- イ. 窃盗事件の真犯人乙が、逮捕・勾留されていない状態で取調べを受け、被告人欄に「乙」と記載された起訴状により地方裁判所に公訴を提起された後、甲は、乙から依頼を受けてその身代わりとして第1回公判期日に出頭したが、人定質問の段階で、身代わりであることが発覚した。
- ウ. 窃盗事件の真犯人甲が、逮捕・勾留されていない状態で取調べを受けた際に、乙と名のつた結果、被告人欄に「乙」と記載された起訴状により地方裁判所に公訴を提起された。同起訴状の謄本を受け取った甲が、第1回公判期日に出頭したが、冒頭手続が終了した後、甲が乙と名のつたことが発覚した。
- エ. 窃盗事件の真犯人甲は、逮捕・勾留されていない状態であったことから、乙に身代わりとなることを依頼した。乙が、同事件の被疑者として取調べを受けた結果、被告人欄に「乙」と記載された起訴状により地方裁判所に公訴を提起された。同起訴状の謄本を受け取った乙が、第1回公判期日に出頭したが、同期日の審理が終了した段階で、身代わりであることが発覚した。
1. 0個      2. 1個      3. 2個      4. 3個      5. 4個

【第30問】（配点：2）

次の【事例】に関する共同審理について述べた後記アからエまでの【記述】のうち、正しいものは幾つあるか。後記1から5までのうちから選びなさい。ただし、判例がある場合には、それに照らして考えるものとする。（解答欄は、【No. 57】）

【事 例】

被告人Aと被告人Bは、共謀の上、A方で覚せい剤を所持したとの覚せい剤取締法違反に係る公訴事実で起訴された。公判廷では、Aは、Bと共に犯行に及んだことを認める旨の供述をしているが、Bは、自己の関与を否定する旨の供述をしている。検察官は、A方から押収された覚せい剤、同覚せい剤の鑑定書、A方の捜索差押調書等の証拠調べを請求している。

【記 述】

- ア. 本件では、被告人らの防御が互いに相反しているから、裁判所は、必ず弁論を分離しなければならない。
- イ. 前記覚せい剤の証拠調べ請求について、Aの弁護人は「異議なし」との意見を述べ、Bの弁護人は「関連性なし」との意見を述べた場合、裁判所はBとの関係でも同覚せい剤を証拠として採用し、取り調べるのが許される。
- ウ. Aの弁護人だけでなく、Bの弁護人も、Aに対し、その供述を求めるための質問をすることができる。
- エ. Bについては、Aの公判廷における自白を根拠に有罪とされることがあるが、Aについては、

Bとの共同所持の事実の補強証拠が取調べ請求されていないから、このままでは共同所持の事実で有罪とされることはない。

1. 0個      2. 1個      3. 2個      4. 3個      5. 4個

【第31問】（配点：3）

弁護人の活動等に関する次の【事例】について述べた後記アからオまでの【記述】のうち、誤っているものの組合せは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、【No. 58】）

【事例】

勾留中の被告人甲は、傷害の公訴事実により、H地方裁判所に起訴されるとともに、H地方裁判所裁判官から接見禁止の裁判を受けた。①その後、被告人甲の弁護人に選任されたAは、H拘留所において、被告人甲と接見し、正当防衛の主張をする弁護方針を立てた。

本件傷害被告事件は、公判前整理手続に付されたところ、この公判前整理手続の中で、検察官は、検察官が目撃者Wの供述を録取した供述録取書1通〔供述録取書ア〕の取調べを請求し、弁護人Aにも開示したが、警察官が目撃者Wの供述を録取した供述録取書1通〔供述録取書イ〕については、その取調べを請求することもなく、弁護人Aにも開示しなかった。そこで、②弁護人Aは、検察官に対し、刑事訴訟法第316条の15に基づき、〔供述録取書ア〕の証明力を判断するために重要な証拠として、〔供述録取書イ〕の開示を請求した。また、③弁護人Aは、公判前整理手続の中で、刑事訴訟法第316条の17に基づき、裁判所及び検察官に対し、正当防衛の主張等証明予定事実その他公判期日においてすることを予定している事実上及び法律上の主張を明らかにした。

その後、公判前整理手続が終了して第1回公判期日が開かれたところ、④検察官は、同公判において、冒頭陳述を行った。また、同公判において、目撃者Wの証人尋問が実施された後、検察官は、刑事訴訟法第321条第1項第2号後段に基づき、〔供述録取書ア〕の取調べを請求したところ、⑤裁判所は、弁護人Aの意見を聴いた上で、〔供述録取書ア〕の取調べを決定した。

その後、本件傷害被告事件は、第2回公判期日において結審し、第3回公判期日において、被告人甲は、有罪判決を受けたが、その時点で控訴するかどうか態度を明らかにしなかった。⑥その翌日、被告人甲は、弁護人Aに対して、前記有罪判決に対して控訴してもらいたい旨の手紙を発送した。

【記述】

ア. 下線部①の接見は、接見禁止の裁判を受けた被告人に対する接見であるので、立会人が付いた接見である。

イ. 弁護人Aは、下線部②の請求を行うに際し、あらかじめ、下線部③に記載された主張を明らかにする必要がある。

ウ. 弁護人A又は被告人甲は、下線部④の冒頭陳述に引き続き、正当防衛の主張を明らかにしなければならない。

エ. 弁護人Aは、下線部⑤の決定については、これに先立ち裁判所から意見を聴かれているものの異議を申し立てることができる。

オ. 弁護人Aは、下線部⑥の手紙を受領する以前に、控訴することができない。

1. ア イ      2. ア オ      3. イ ウ      4. ウ エ      5. エ オ

【第32問】（配点：2）

次の【事例】における【Aの証人尋問】に関して述べた後記アからオまでの【記述】のうち、正しいものの組合せは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、[No. 59]）

【事例】

Aは、平成26年2月3日、司法警察員から職務質問を受け、所持していた覚せい剤を発見されて逮捕された。Aは、同月12日、検察官による取調べにおいて、前記覚せい剤は知人甲から買った旨供述し、その旨記載された検察官調書が作成された。その後、甲に対する捜査が行われ、甲は、Aに対して前記覚せい剤を譲渡した事実で、同年3月2日に起訴されたが、公判において公訴事実を否認した。検察官は、甲の公判において、Aの前記検察官調書の証拠調べを請求したが、弁護人が不同意の意見を述べたので、Aの証人尋問を請求し、次のとおりの証人尋問が実施された。

【Aの証人尋問】

検察官. （ア）あなたは、平成26年2月3日、所持していた覚せい剤を司法警察員に発見されたのですね。

A. はい。

検察官. あなたは、その覚せい剤をどうやって手に入れたのですか。

A. 路上で、見知らぬ人から買いました。

検察官. （イ）知人から買ったものではありませんか。

A. 知人から買ったものではありません。

検察官. あなたは、平成26年2月12日、検察官の取調べを受けた際、誰から覚せい剤を買ったと説明しましたか。

A. 覚えていません。

検察官. （ウ）あなたは、検察官に対し、「甲から覚せい剤を買った。」と説明したのではありませんか。

A. そのように述べたかもしれません。

（中略）

検察官. （エ）（検察官が、Aに、前記検察官調書の署名及び指印部分を示す。）これは、あなたの署名及び指印に間違いありませんか。

A. 間違いありません。

【記述】

ア. 下線部（ア）の尋問方法は、誘導尋問に該当するが、甲及びその弁護人が争わないことが明らかであれば、許される。

イ. 下線部（イ）の尋問方法は、甲が争う事項に関する誘導尋問に該当するから、許されない。

ウ. 下線部（ウ）の尋問方法は、書面を朗読するものであるから、許されない。

エ. 下線部（エ）の尋問方法は、記憶を喚起するために供述を録取した書面を示すものであるから、許されない。

オ. 検察官が、Aの前記検察官調書を刑事訴訟法第321条第1項第2号に基づき証拠調べ請求した場合、前記検察官調書は、公判でのAの証言よりも検察官の取調べにおける供述を信用すべき特別の状況が存しなければ、証拠能力を有しない。

1. ア イ      2. ア オ      3. イ ウ      4. ウ エ      5. エ オ

【第33問】（配点：3）

次のⅠからⅢまでの【見解】は、刑事訴訟法第326条の同意（以下「同意」という。）の性質に関する考え方を述べたものである。これらの【見解】について述べた後記アからオまでの【記述】のうち、正しいものの組合せは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、[No. 60]）

【見 解】

- Ⅰ．同意は、公判において供述者に対し反対尋問を行う権利を放棄することである。
- Ⅱ．同意は、公判において証拠能力を付与する訴訟行為である。
- Ⅲ．同意は、原供述時において供述者に対し反対尋問を行うことができなかつたこと、あるいは原供述時において裁判所が供述者の供述態度を観察することができなかつたことについて、責問権を放棄することである。

【記 述】

- ア．Ⅰの見解に対しては、検察官が請求した被告人以外の者の供述調書について、被告人側がこれを同意した上で、その証明力を争うために供述者の証人尋問を請求することができないことになるという批判がある。
- イ．Ⅰの見解に対しては、搜索差押手続が違法であっても、同意をすれば、同手続の搜索差押調書は証拠能力を有することになるという批判がある。
- ウ．Ⅱの見解に対しては、伝聞法則を反対尋問権の保障の観点からしか理解しておらず、裁判所による供述態度の観察という直接主義の観点が欠落しているという批判がある。
- エ．Ⅱの見解に対しては、同意の性質が伝聞証拠が排除される趣旨と関連しなくなり、刑事訴訟法第326条が同法第320条第1項で排除される伝聞証拠について証拠能力を認める規定となっていることとそぐわないという批判がある。
- オ．Ⅲの見解に対しては、刑事訴訟法第326条第1項が被告人の供述調書についても規定していることを説明できないという批判がある。

1. ア ウ      2. ア エ      3. イ ウ      4. イ オ      5. エ オ

【第34問】（配点：3）

次の学生AないしDの【会話】は、脅迫事件の被害者が脅迫を受けている現場の音声を録音した録音テープを、犯行時の状況を立証するために用いる場合の証拠能力について議論するものである。証拠とすることの同意（刑事訴訟法第326条）がない限り、同法第321条第3項の要件を満たさなければならないとする見解からの発言をする学生の人数は、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、[No. 61]）

【会 話】

学生A. この場合の録音テープは、犯罪が行われた現場の状況を録音したもので、現場の状況を音声の面から、つまり聴覚の面から明らかにするというものですよね。

学生B. その意味では、聴覚と視覚という違いはあるけれど、証拠能力については、現場の状況を視覚の面から明らかにする現場写真と同じように考えていいんじゃないかな。僕は、写真は機械的方法によって現場の状況をそのまま記録するもので、そこに供述の要素は含まれないし、録音でも音声を記録する上での機械的正確さは保障されていると思うね。

学生C. 私は、録音の過程で、録音機器を操作したり、記録された情報を編集したりするというような作為が介在する点を重視すべきだと思います。

学生D. 録音の過程での人の作為による誤りと、人の知覚・記憶・表現に伴う誤りとは、本質的に違うものですよ。

学生A. 私は、現場写真にせよ、現場録音の録音テープにせよ、現場の状況を報告するために人の手によって作成されるものであるという性質を持つことを考えるべきだと思います。そうすると、録音テープの作成者が、公判廷で録音テープが真正に作成されたものであることを供述することが、録音テープの証拠能力を認める要件として必要になります。

学生B. 録音テープの作成過程について、現場の状況が正確に録音されているかどうかを確認するには、録音をした者の証人尋問をするのが一番有効だろうね。でも、僕の立場からすると、証拠能力の要件は関連性で足りるので、録音者の証人尋問が絶対に必要とまではならないな。

学生C. 私は、録音機器の操作や録音後の編集などによる誤りの危険性があるから、録音者に対する反対尋問による確認がなされることが、必要不可欠だと考えます。

学生D. それじゃあ、現場の状況が録音されているのが明らかなのに、録音者が誰か分からないときには、問題なんじゃないですか。そもそもCさんが言っているのは、証拠能力の問題なのかな。

1. 0人      2. 1人      3. 2人      4. 3人      5. 4人

【第35問】（配点：2）

被害者参加に関する次のアからオまでの各記述のうち、正しいものの組合せは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、[No. 62]）

ア. 業務上過失致傷の罪の被害者は、同罪に係る被告事件の手續への参加を申し出ることができない。

イ. 被害者参加人は、公判前整理手続期日に出席することができる。

ウ. 被害者参加人による証人の尋問が許される事項は、情状に関する事項（犯罪事実に関するものを除く。）についての証人の供述の証明力を争うために必要な事項に限られる。

エ. 被害者参加人による被告人に対する質問は、刑事訴訟法の規定による意見の陳述をするために必要があると認められる事項に限って許される。

オ. 被害者参加人による事実又は法律の適用についての意見は、犯罪事実の認定のための証拠とすることはできないが、刑の量定のための証拠とすることは許される。

1. ア イ      2. ア オ      3. イ ウ      4. ウ エ      5. エ オ

【第36問】（配点：3）

地方裁判所における第一審の判決宣告後の勾留に関する次のアからオまでの各記述のうち、正しい場合には1を、誤っている場合には2を選びなさい。（解答欄は、アからオの順に【No. 63】から【No. 67】）

- ア．詐欺被告事件で勾留中の被告人につき懲役3年，執行猶予5年の有罪判決が宣告された場合，その判決が確定するまでは，被告人は引き続き勾留される。【No. 63】
- イ．業務上横領被告事件で保釈中の被告人につき懲役4年の実刑の有罪判決が宣告された場合，その判決が確定するまでは，被告人の保釈は効力を失わない。【No. 64】
- ウ．強盗被告事件で勾留中の被告人につき無罪判決が宣告された場合，その判決が確定するまでは，被告人は引き続き勾留される。【No. 65】
- エ．道路交通法違反被告事件で勾留中の被告人につき懲役6月の実刑の有罪判決が宣告された場合，被告人には権利保釈（必要的保釈）の規定の適用はない。【No. 66】
- オ．傷害被告事件で勾留中の被告人につき懲役2年の実刑の有罪判決が宣告された後，宣告した裁判所のした被告人の保釈請求を却下する決定に対しては，被告人は高等裁判所に抗告をすることができる。【No. 67】

【第37問】（配点：3）

次のⅠ及びⅡの【見解】は、公判前整理手続において刑事訴訟法第316条の15により証拠開示の対象となる証拠の種類として、「被告人以外の者の供述録取書等であつて、検察官が特定の検察官請求証拠により直接証明しようとする事実の有無に関する供述を内容とするもの」を掲げる同条第1項第6号の解釈に関するものである。

「参考人から『・・・』旨聴き取った。」との捜査官の聴取捜査報告書（以下「本件捜査報告書」という。）が存在し、参考人の「・・・」という供述が「検察官が特定の検察官請求証拠により直接証明しようとする事実の有無に関する」内容のものである場合、この本件捜査報告書が前記の証拠の種類（以下「6号の証拠の種類」という。）に該当するかどうかについて述べた後記アからオまでの【記述】のうち、正しいものの組合せは、後記1から5までのうちどれか。ただし、「供述録取書等」とは、「供述書、供述を録取した書面で供述者の署名若しくは押印のあるもの・・・」（同法第316条の14第2号）をいう。（解答欄は、[No. 68]）

【見 解】

- Ⅰ. 「検察官が特定の検察官請求証拠により直接証明しようとする事実の有無に関する供述」は、供述者が直接体験した事実に関する供述に限る。
- Ⅱ. 「検察官が特定の検察官請求証拠により直接証明しようとする事実の有無に関する供述」には、供述者が直接体験した事実に関する供述のほか、供述者が他者から伝聞した供述も含む。

【記 述】

- ア. 本件捜査報告書について、参考人の供述を録取した供述録取書であるとの見方に立ち、Ⅰの【見解】を採るならば、同報告書は、「検察官請求証拠により直接証明しようとする事実の有無に関する供述を内容とするもの」といえるが、参考人の署名若しくは押印がない場合には「供述録取書等」に当たらないので、6号の証拠の種類に該当しない。
  - イ. 本件捜査報告書について、参考人の供述を録取した供述録取書であるとの見方に立ち、Ⅰの【見解】を採るならば、同報告書は、「検察官請求証拠により直接証明しようとする事実の有無に関する供述を内容とするもの」といえ、捜査官の署名若しくは押印がある場合には「供述録取書等」に当たるので、6号の証拠の種類に該当する。
  - ウ. 本件捜査報告書について、参考人の供述を聴き取った捜査官の供述書であるとの見方に立ち、Ⅰの【見解】を採るならば、同報告書は、「検察官請求証拠により直接証明しようとする事実の有無に関する供述を内容とするもの」といえ、捜査官の供述書として「供述録取書等」に当たるから、6号の証拠の種類に該当する。
  - エ. 本件捜査報告書について、参考人の供述を録取した供述録取書であるとの見方に立ち、Ⅱの【見解】を採るならば、同報告書は、「検察官請求証拠により直接証明しようとする事実の有無に関する供述を内容とするもの」といえず、参考人の署名若しくは押印がない場合には「供述録取書等」にも当たらないので、6号の証拠の種類に該当しない。
  - オ. 本件捜査報告書について、参考人の供述を聴き取った捜査官の供述書であるとの見方に立ち、Ⅱの【見解】を採るならば、同報告書は、「検察官請求証拠により直接証明しようとする事実の有無に関する供述を内容とするもの」といえ、捜査官の供述書として「供述録取書等」に当たるから、6号の証拠の種類に該当する。
1. ア ウ      2. ア オ      3. イ エ      4. イ オ      5. ウ エ



【第38問】（配点：2）

保釈に関する次のアからオまでの各記述のうち、正しいものの組合せは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、[No. 69]）

- ア．保釈の請求をすることができるのは、勾留されている被告人及びその弁護人のみである。
- イ．被疑者の国選弁護人は、公訴の提起後に改めて第一審の弁護人として選任されない限り、保釈の請求をすることができない。
- ウ．裁判所は、第一審の公判審理中に保釈の請求があったときは、刑事訴訟法第89条各号所定の事由がある場合を除いて、保釈を許さなければならない。
- エ．裁判所は、保釈の請求がない場合又は刑事訴訟法第89条各号所定の事由がある場合でも、適当と認めるときは職権で保釈を許すことができる。
- オ．公訴の提起があった後、第1回公判期日までの保釈に関する裁判は、公訴の提起を受けた裁判所の事件の審判に関与すべき裁判官のみが行う。

1. ア イ      2. ア オ      3. イ ウ      4. ウ エ      5. エ オ

【第39問】（配点：2）

外国人（日本国籍を有さず、かつ日本語に通じない者をいう。以下同じ。）の刑事手続に関する次のアからオまでの各記述のうち、正しいものの組合せは、後記1から5までのうちどれか。ただし、判例がある場合には、それに照らして考えるものとする。（解答欄は、[No. 70]）

- ア．司法警察員がその所持する逮捕状により外国人である被疑者を逮捕する場合、同被疑者に逮捕状を示さなくても違法ではない。
- イ．外国人である被疑者を通訳を介して取り調べる場合、その供述録取書を日本語で作成しても違法ではない。
- ウ．外国人である被告人の公判において、検察官及び弁護人に異議がなく、裁判所が許可すれば、同被告人の理解する外国語で公判手続を進めても違法ではない。
- エ．外国人である被告人が日本に適法に在留する資格を有しない場合でも、同被告人の保釈を許すことは違法ではない。
- オ．外国人である被告人の公判において、判決の言渡しに限っては、通訳を付さずにしても違法ではない。

1. ア ウ      2. ア エ      3. イ エ      4. イ オ      5. ウ オ

【第40問】（配点：2）

刑事事件の上告審に関する次のアからオまでの各記述のうち、正しいものの組合せは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、[No. 71]）

- ア．高等裁判所がした第一審又は第二審の判決に対しては、憲法の違反があること、憲法の解釈に誤りがあること又は最高裁判所の判例と相反する判断をしたことだけでなく、判決に影響を及ぼすべき重大な事実の誤認があることも、適法な上告理由となる。
- イ．高等裁判所が上告審として裁判権を有する場合がある。
- ウ．上告審は純粋な法律審であるから、事実の取調べを行うことはできない。
- エ．上告裁判所は、判決に影響を及ぼすべき法令の違反があつて、原判決を破棄しなければ著しく正義に反すると認めるときは、判決で原判決を破棄することができる。
- オ．上告裁判所は、第二審の判決が最高裁判所の判例と相反する判断をした場合において、その判例を変更して原判決を維持するのを相当とするときは、これを破棄しなくともよい。

1. ア イ      2. ア ウ      3. イ エ      4. ウ オ      5. エ オ